

秋田県議会公式ソーシャルメディア運用方針

令和7年4月1日改訂
秋田県議会事務局

1 目的

本方針は、次のソーシャルメディアの運用について定めたものです。

2 基本方針

秋田県議会（以下「県議会」という。）の取組や議会活動にかかる情報等を発信することにより、県内外を問わず多くの方々に県議会の活動を周知することを目的とします。

また、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等を行いません。

3 運用方法

県議会事務局議事調査課（以下「当課」という。）が次のとおり運用します。

（1）URL

- ・ X アカウント：秋田県議会
<https://Twitter.com/akitakengikai>
- ・ Facebook ページ：秋田県議会
<https://www.facebook.com/akita.pref.assembly>
- ・ Instagram アカウント：秋田県議会
<https://www.instagram.com/akitakengikai>
- ・ YouTube チャンネル：秋田県議会公式チャンネル
https://www.youtube.com/channel/UCQ_o2CKJvLgsATzEYvSX8ew

（2）発信する情報

- ・ 県議会の開催に関する情報
- ・ 県議会の中継に関する情報
- ・ その他県議会に関連する情報

4 免責事項

本ソーシャルメディアの投稿内容の正確性には、万全を期していますが、利用者が本ソーシャルメディアの情報を用いて行う一切の行為について、県議会は何ら責任を負うものではありません。

また県議会は、本ソーシャルメディアに関連する事項に起因し、又は関連して利用者が被った損害について、一切の責任を負いません。

5 コメントの削除等

次の事項に該当すると当課が判断した場合は、コメントを削除し、又は当該アカウントをブロックする場合があります。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反する恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 第三者の著作権、商標権、肖像権等第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 本人の承諾を得ていない個人情報等プライバシーを侵害するもの
- (6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (7) 営利を目的とする活動、政治活動又は宗教活動と認められるもの
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) 有害なプログラムに関連するもの
- (10) その他当課が不相当と認めるもの

6 著作権

本ソーシャルメディアに掲載されている文章、写真、画像、動画等の著作権は、県議会又は提供者等にありま。これらの情報については、著作権法で認められている私的利用のための複製、引用等を除き、無断で複製し、又は転用することはできません。

7 個人情報

個人情報の取扱いについては、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の取扱いに準じます。
(個人情報の取扱い <http://www.pref.akita.lg.jp/pages/privacy-policy>)